

中国における中古車市場の発展は好機を迎えるか ～業界参入者の多様化が期待される

中国投資銀行部
中国調査室

メインピックス2

中国における中古車市場の発展は好機を迎えるか～業界参入者の多様化が期待される2

- ◇ 近年、新車販売市場の好調に伴い、中古車市場の拡大が注目されるようになったが、中国中古車業界は様々な課題を抱えている。2016年3月5日の政府工作報告で「中古車市場の活性化」が提起されてから、中古車市場の規範化に向けて関連施策が次々と打ち出されており、中古車市場の規範化の加速が市場の期待を膨らませている。本稿では、中国における中古車市場の現状や業界構造を紹介し、ボトルネックを克服するための新政策をまとめた上で、中国中古車市場の動向を分析する。
- ◇ 地方政府の利益や従来の商慣習が根強く残ることから、政策の実施には時間を要するかもしれないが、効果は徐々に表れてくると思われる。中古車市場の規範化に伴い、新車ディーラーや電子商などが大きなビジネスチャンスを迎えると予想される。さらに、地域間取引規制や中古車業界のグレーゾーン業務などによる中古車取引市場の流動性と透明性の欠如が、外資の中古車市場参入対する大きな壁となっていた。しかし、「国八条」が実現されれば、日本企業を代表とする外資企業は、高い技術力、サービス力および中古車先進市場に蓄積してきたビジネス経験を活かし、健全な中国中古車市場の実現に向けた有力なプレーヤーになることができると思われる。

君合の中国法コラム10

新「税関査察条例」について.....10

- ◇ 2016年6月19日、国務院総理の李克強は「『中華人民共和国税関査察条例』の改定に関する国務院の決定」（以下「『決定』」という）に署名した。新たな「中華人民共和国税関査察条例」（以下「『税関査察条例』」という）は2016年10月1日より施行される。
- ◇ 新「税関査察条例」の一部条文は表記が不明確であり、第三者専門機関が税関査察に如何に介入するか等の一部の問題については税関がさらに明確化するのを待つことになる。また、これまでの慣例によれば、弊職らは新「税関査察条例」が公布された後、相応の具体的な実施弁法も相応に公布されると理解しており、弊職らはこれについても引き続き注目していく。

BTMUの中国調査レポート(2016年7～8月)12

メインピックス

中国における中古車市場の発展は好機を迎えるか～業界参入者の多様化が期待される

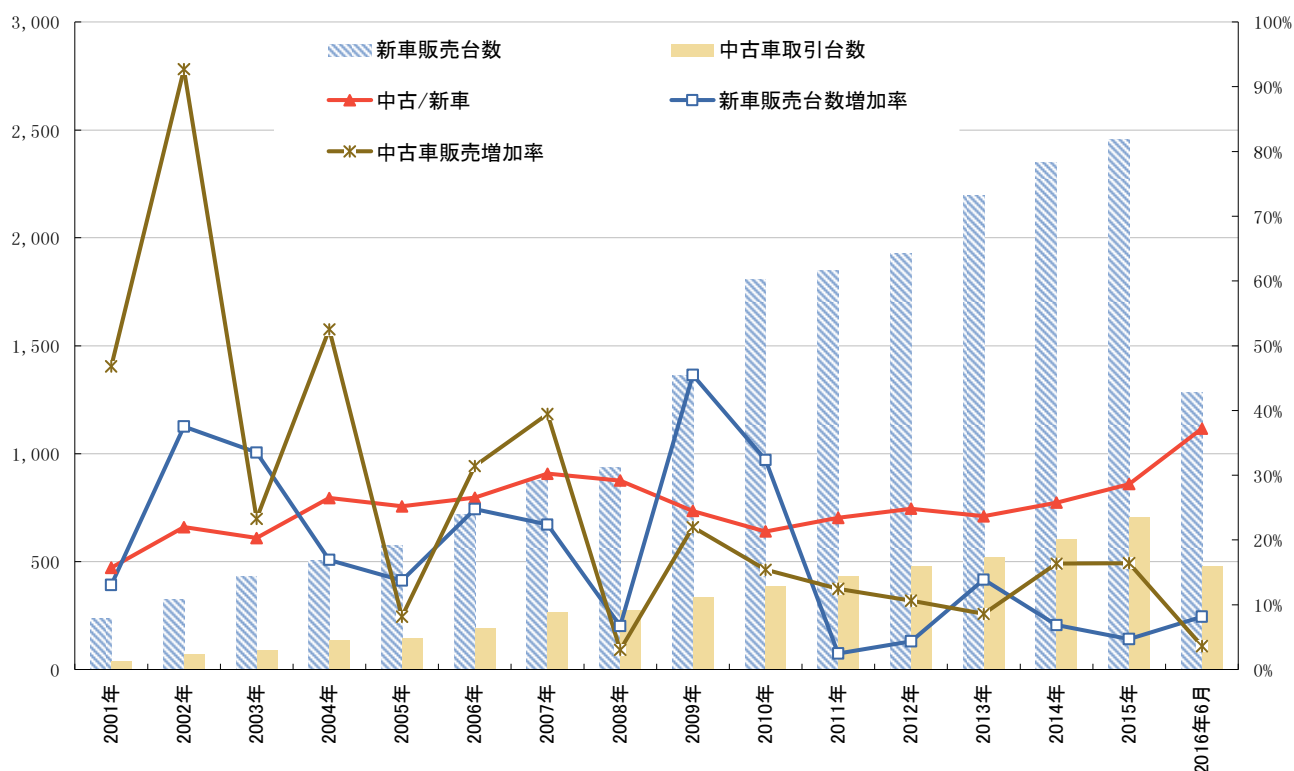
近年、新車販売市場の好調に伴い、中古車¹市場の拡大が注目されるようになったが、中国中古車業界は様々な課題を抱えている。2016年3月5日の政府工作報告で「中古車市場の活性化」が提起されてから、中古車市場の規範化に向けて関連施策が次々と打ち出されており、中古車市場の規範化の加速が市場の期待を膨らませている。本稿では、中国における中古車市場の現状や業界構造を紹介し、ボトルネックを克服するための新政策をまとめた上で、中国中古車市場の動向を分析する。

I. 中国中古車市場の現状

中古車市場の拡大が続く

金融危機翌年の2009年に消費刺激策として実施された「車両購置税(車両購入時に掛かる税金)」減税により、新車販売が大幅な伸びを示し、初めて世界一の規模となる自動車市場となった。自動車買替え平均周期を世界平均水準の6年とすれば、2009年、2010年に購入された新車は中古車市場の仕入れ対象として2015年、2016年の中古車市場の中古車供給を大きく増やすことになる。しかし、実際には、2009年の新車販売台数は1,364万台であったが、その6年後の2015年における中古車取引台数は941万台にとどまった。その原因は、中国中古車市場システムの未熟さにあると考えられる。中古車取引台数対新車販売台数を見ると、米国、ドイツ、日本はそれぞれ3.85、2.37、1.45であるに対し、中国はわずか0.28となっている。

【図表1】中国における新車販売・中古車取引台数の推移



出所:中国自動車流通協会より当行中国調査室作成

注:車両購置税の減税は今まで3回行われた。車両購置税の税率は10%であるが、排気量が1.6L以下の乗用車に対し、2009年1月12日～2009年12月31日に5%、2010年1月1日～2010年12月31日に7.5%、2015年10月1日～2016年12月31日に5%とそれぞれ減税措置を講じた。

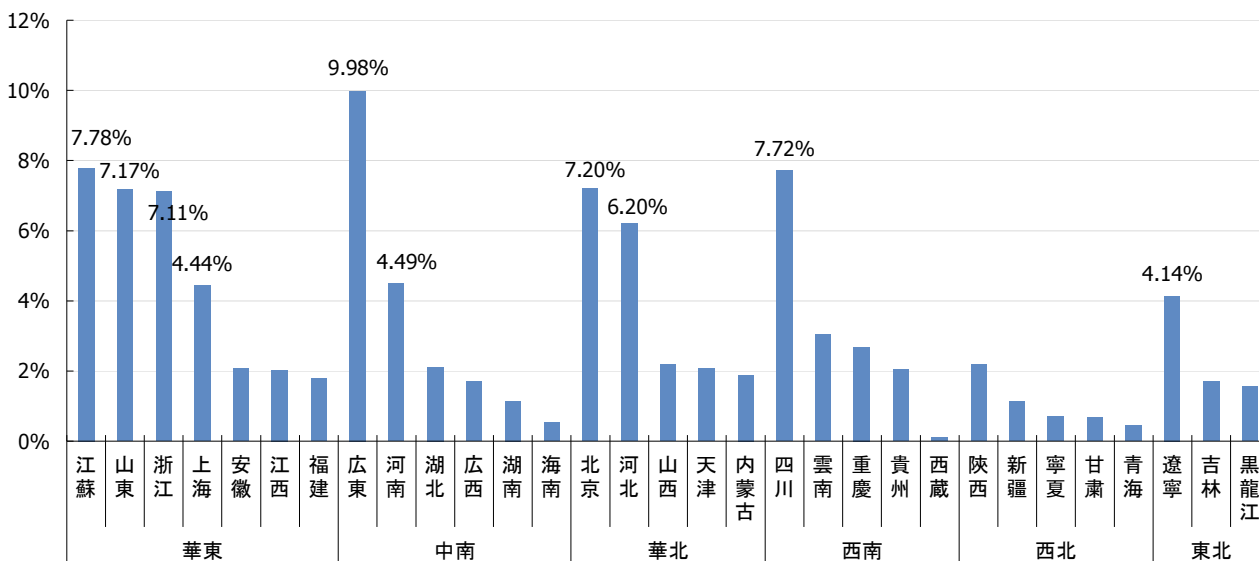
¹ 中古車は中国語で「二手车」と呼ばれている。

2016年に入ってから、中古車取引の利便性向上など中古車市場を促進するための政策が次々と登場し、中古車市場システムの整備が加速している模様である。2015年9月に、政府が新車販売の有力なテコ入れ策として2016年12月31日までの購置税免税策を再度打ち出した。新車販売の増加もこれからの中古車市場発展に対して、大きな刺激になると思われる。

東部地域が中古車の主力市場

地域別から見ると、2015年に、華東地域は最も活発化し、全国中古車取引台数の32.38%を占めた。省レベルでは、広東が9.98%と全国中古車取引のおよそ10分の1を占めており、中国最大の中古車市場となっている。これに続き、7%以上を占める地域は順に江蘇、四川、北京、山東、浙江などがあり、上位10地域は全国中古車取引台数の66.23%を占めている。

【図表2】2015年における中古車取引台数の地域別分布

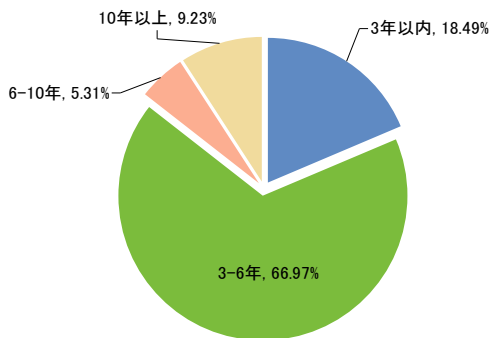


出所:中国自動車流通協会より当行中国調査室作成

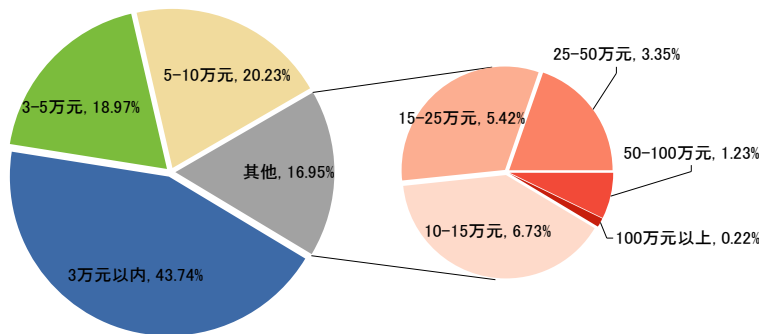
取引単価別・年式別に見る中古車消費者の選好

中古車取引単価では、3万元以下の中古車は全体の43.74%を占めている。全体的には、価格が上がるのに伴って取引台数の割合が縮小していく傾向が見られるが、5~10万元台は3~5万元台と逆転しているところが興味深い。年式別では、使用期間が3~6年に属する取引台数が全体の66.97%を占めている。

【図表3】年式別中古車取引台数比率(2015年)



【図表4】取引価格別中古車取引台数比率(2015年)



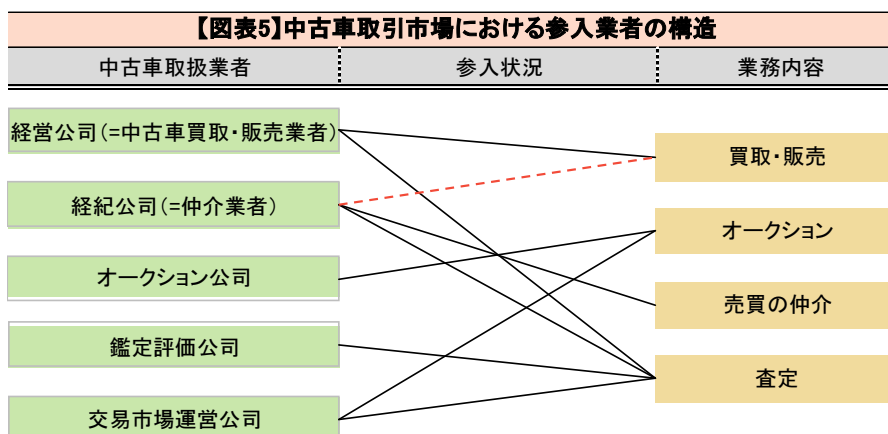
出所:中国自動車流通協会より当行中国調査室作成

II. 中国における中古車取引の業界構造

2005年までの中古車取引は「中古車交易市场」内でしかできない上に、中古車業者による「取引」の方式は「仲介」に限られており、「買取・販売」は禁止されていた。しかも、中古車交易市场の設立も1都市1箇所という制限があった。2005年に、「中古車管理弁法」(以下、「弁法」という)が公布され、中古車取引市場の自由化が正式に認められ、中古車交易市场外での取引や「買取・販売方式」も許可され、外資企業による参入も可能になった。2006年に、「弁法」に基づく細則に相当する「中古車交易規範」(以下、「規範」という)が発表され、中国の中古車取引市場は規範化されつつあった。しかし、中国における中古車取引の自由化の進展は比較的遅く、しかも中古車取引市場の発展は長年にわたる厳しい規制の「後遺症」に引きずられており、日本や米国など先進国の市場と比べ独自の業界構造を呈している。

業界構造

前述したように、中古車取引は「弁法」「規範」の実行によって自由化に向けて進んできたが、厳しい規制の下に生まれた独特な中古車交易市场は引き続き存続しており、しかもその規模は拡大しつつある²。規制緩和で中古車交易市场外での中古車取引も認められるようになったが、現時点においては中古車交易市场での取引が依然として中心となっており、中古車交易市场の運営業者以外の参入者は交易市场に拠点を置くことが多い。「弁法」では、中古車交易市场の運営会社のほかに、「経営公司(中古車販売店)」、「經紀公司(仲介業者)」、「オークション公司」、「鑑定評価公司」といった4つの業者が取り扱い可能な業者として取り上げられている(図表5)。



出所:「中古車管理弁法」より当行中国調査室作成
注:赤点線は經紀公司在規則外で実際に行っている「グレーゾーン業務」である。

日本の中古車取引市場では買取・販売、オークションが主流であり、参入業者は主に新車ディーラー、中古車販売店、買取専門店、オークション会社となっているが、中国では經紀公司在主流となっている。現段階では、中古車取引市場で活躍している業者の中で經紀公司的割合が圧倒的に高い。「2015年中古車交易市场トップ100調査」では、全国トップ100の中古車交易市场における中古車取引業者のうち、經紀公司在占める割合は95.0%にも達している。それに比べ、経営公司、オークション公司、鑑定評価公司是それぞれ3.7%、0.4%、0.9%とごく少数である。「弁法」では、經紀公司在仲介業者として位置づけられており、それ以外の業務行為が禁止されているが、図表での赤点線が示したように、仲介業務にとどまらず、買取・販売業務に手を染める經紀公司在数多くある。

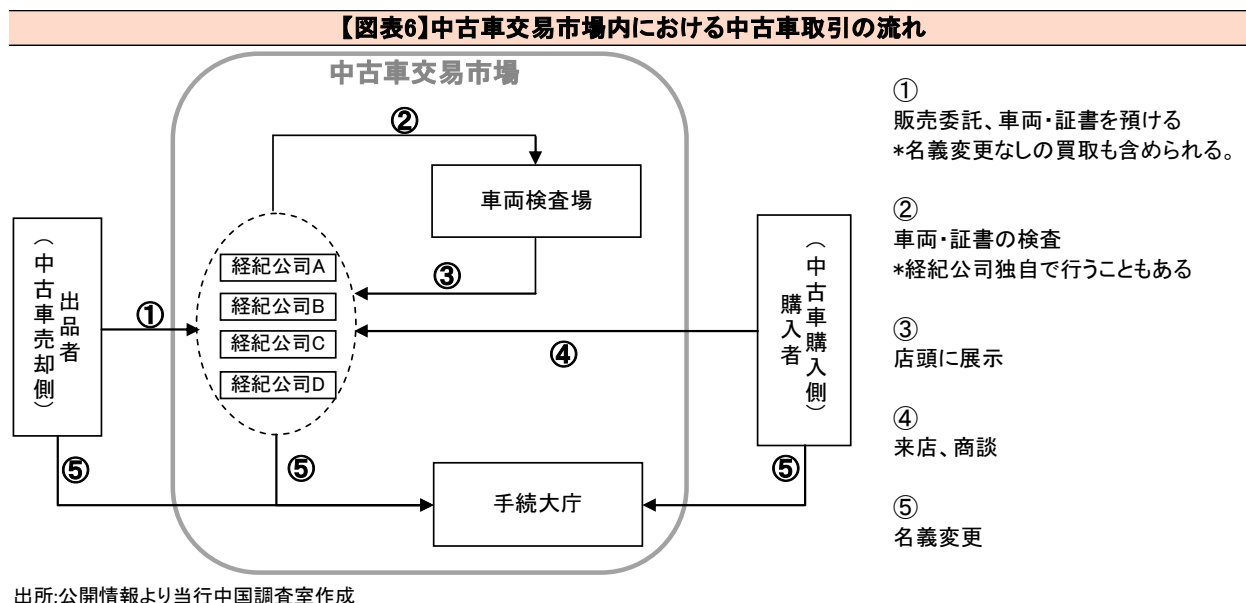
日本では、自動車の査定は中古車買取・下取業者の業務の範疇にあるのに対し、中国では経営公司、經紀公司、交易市场運営公司在業務の一部とすることもあるが、それを独立した業務とする第三者鑑定評価公司も見られる。ただ、第三者鑑定評価公司在査定を行う場合は鑑定士免許が必要とされるのに対し、自社買取

² 2005年までの規制によれば、認可された中古車交易市场は全国で33箇所しかなかったが、規制緩和されてから、中古車交易市场の設立が盛んになり、2015年の統計では、全国における中古車交易市场は1,139箇所になっている。

業務の一環として査定を行う場合は鑑定士免許が不要である。そのため、査定業務に参入する第三者鑑定評価会社はそれほど多くはない。

中古車取引の流れ

前述のように、中国における中古車取引市場では經紀会社が主流であるため、中古車交易市场内かつ經紀会社経由の場合を例として中古車取引の流れを図表6にまとめた。



販売委託業務だけの場合では、經紀会社は手数料を収益源としている。しかし、図表5の赤点線が示したように、表向きは仲介業務だが、実際には「販売委託」の範疇を超え、売却側から自動車を買って取ってから転売する經紀会社は少なくない(買取段階で名義変更を行わない)。この「グレーゾーン業務」を行う場合では、經紀会社は手数料だけでなく、転売収益も得られる。

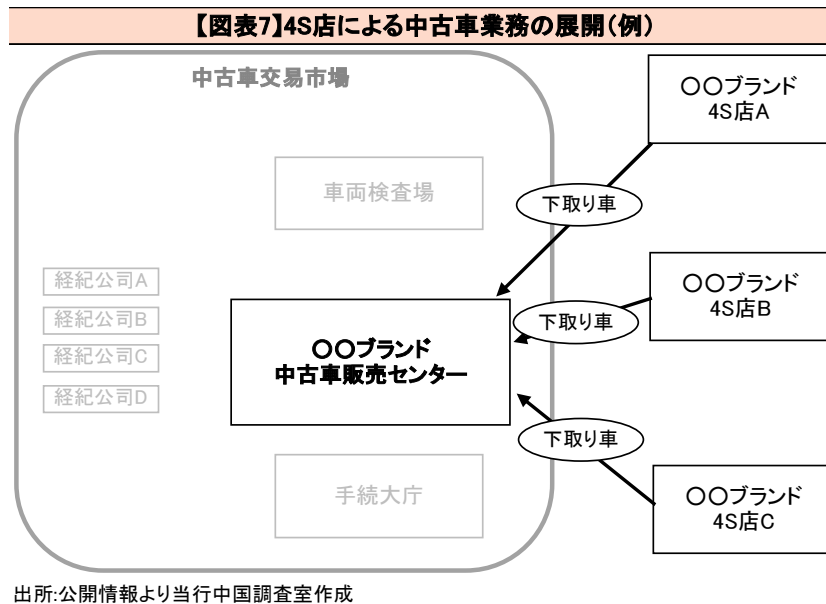
中古車の取引に当たって名義変更や納税などの行政手続きを行う必要があるため、多数の中古車交易市场には、工商局、公安交通管理局車両管理所、税务局などの出先機関によって構成される「手續大厅(手續を行うホールという意味)」が設置されている。こうした行政手續のワンストップ化は中古車交易市场内取引のメリットとされる。

新車ディーラー「4S店」の試み

中国では、新車販売市場において4S店³が中心となりつつある。日本では、新車ディーラーによる中古車の下取りは重要な業務の一つとされているが、中国の4S店も中古車業務に注力する傾向が見られる。ただ、中古車交易市场外で下取りした車両を交易市场内で販売するため、中古車販売拠点を「經紀会社」として交易市场に設置する4S店が多い。たとえば、自動車メーカーが各地に散在する4S店で下取りされた中古車を交易市场における同一メーカーの「中古車販売センター」で集中販売する試みはその一つである。この場合、メーカーのブランド力は同社の中古車販売センターの信用力を向上させる効果がある(図表7)。そのほか、新車販売店の隣接地で中古車店舗を設置し、新車販売店と同じ場所で中古車を取り扱うケースも見られる。經紀会社とは違って、充実したアフターサービスは4S店による中古車販売のセールスポイントとなっており、市場の規範化に伴い、4S店を初めとする新車ディーラーの中古車業務の展開がますます活発化していくと見られる。

³ 4S店とは、新車販売、部品販売、アフターサービス、情報フィードバックを行う新車販売拠点の中国における総称で、現在の日本における新車ディーラーとほぼ同義である。

【図表7】4S店による中古車業務の展開(例)



Ⅲ. ボトルネック克服のための新政策が登場

中国中古車市場のボトルネックとは

- 中古車の地域間取引規制

中古車の地域間取引規制とは、環境保全を目的として、一定の排ガス基準を満たしていない外地からの中古車の流入を禁止する政策である。地方政府による中古車の地域間取引規制は北京、河北から全国まで広がったと見られる⁴。現段階では、全国95%以上の地級市は中古車地域間取引規制をとっており、そのうち、18都市が国の排ガス最高基準を制限指標としている。一部都市は排ガス基準による規制だけでなく、中古車の年式に関しても基準を設けている。

この地域間取引規制は中古車市場の流動性を大きく妨げている。中国の中古車市場における地域間取引比率は20%前後とされるが、各地の取引規制が原因でこの比率は大きく縮小した。公安部の統計によると、2012年の中古車取引における登録地域変更比率は16.25%であったが、取引規制が大規模に打ち出されたことから、2014年の同比率は12.46%まで下落した。北京に限ってみると、外地に移転した中古車比率は2012年から2015年までの4年間で、52%から35%まで大幅に縮小した。

中古車の地域間取引規制は環境汚染防止が出発点ではあるが、実際には市場に逆行した政策になっており、事実上の「行政独占」という色合いも濃い。地域間取引規制の影響を受けて、隣接地域への転売ができなくなった中古車市場の業者は遠くまで販路を開拓することを余儀なくされ、物流コストが大幅に引き上げられた。また、地域間取引規制は中古車市場の発展を妨げるだけでなく、買換えを考えている消費者も規制の影響で買換えを見送りにするなど、新車販売に影響を及ぼす可能性がある。

環境保護と税収は地方政府の実績を評価する主な指標となっている。中古車を受け入れることは環境負担を重くするだけでなく、税収に対する貢献も新車販売に比べ低い水準にあることから、この「地域間取引規制」は地方政府の「思うつぼ」と言える。

- 税制の問題点

前述したように、現在の税制の下では、経営公司、オークション公司、經紀公司にかかる負担が大きく異なっており、経営公司とオークション公司是經紀公司を大きく上回る税負担により、価格競争力が失わ

⁴ 北京が老朽車や「黄標車(国の排ガス基準を満たしていない車両)」の淘汰を加速することを背景に、大量の中古車が北京から河北へと流入し、河北の環境に負担をかけただけでなく、当地の新車販売にもマイナス影響を及ぼしたため、河北は外地から流入してきた車両に対して排ガス基準制限を設け始めた。同時に北京も早い時期から制限を設けていた。

れてしまう⁵。これに加え、經紀会社が買取・販売という「グレーゾーン業務」に携わることが一般化しているため、経営公司やオークション公司の発展はますます難航している。

【図表8】中古車取引方式別の増値税政策

| 取引方式 | | 増値税の課税 | | | 発票の発行機構 |
|----------|---------------------|----------------------------------|----------|-------------|-------------|
| 分類 | 説明 | 課税方式 | 負担業者 | 税負担の転嫁先 | |
| 買取・販売取引 | 経営公司経由 | 買取・販売と2回にわたる成約価格に対する増値税を徴収、税率は2% | 経営公司 | 事実上最終消費者に転嫁 | 経営公司 |
| オークション取引 | オークション公司経由 | 成約価格および購入側からの手数料に対し増値税を徴収、税率は4% | オークション公司 | 事実上最終消費者に転嫁 | オークション公司 |
| 仲介取引 | 經紀公司経由 | ①売却側が個人：成約価格が原価を下回る場合では、増値税を免除 | — | — | 中古車交易市场運営公司 |
| | | ②売却側が法人：成約価格に対する増値税を徴収、税率は2% | 売却側企業 | 事実上最終消費者に転嫁 | |
| 直接取引 | 売買双方が個人、中古車交易市场内で取引 | 増値税を免除 | — | — | 中古車交易市场運営公司 |

出所：財政局、国家税務局、公開情報より当行中国調査室作成

注：発票は日本の領収書に相当する。

・ 信用システムの欠如

中国では、中古車の取引規模が拡大し続け、独自の市場モデルを形成しているが、中古車業界は相場に不透明な部分が多く、業者の信用状況に関する情報開示が不十分なことから、消費者の中古車市場に対する不信感がまだ払拭できない状況にある。

現段階では、消費者が中古車の相場や品質査定に関する情報を中古車情報提供サイトでチェックすることができるが、情報サイトに自社の車両情報を積極的に提供する業者は比較的少ない。2010年に入ってから、電子商取引の波は中古車市場にも及んでおり、中古車電子商への新たな参加者が続出しており、従来の中古車情報提供サイトも情報提供にとどまらず、続々と中古車電子商に進出していく傾向が見られる(図表9)。オンライン取引データの蓄積は中古車相場の透明化に大きく寄与すると見られる。

【図表9】中国における中古車取引市場の情報提供サイト・電子業者

| 分類 | サイト名 | 設立 | 業務内容 | | | | | URL |
|--------|-------------|-------|------|----|--------|------|--------|---|
| | | | 情報提供 | 小売 | オークション | 価格査定 | 金融サービス | |
| 全種類-中古 | 易車網-易車二手车 | 2000年 | ○ | ○ | — | ○ | — | http://www.taoche.com/ |
| 中古 | 273中国二手车交易網 | 2003年 | ○ | ○ | — | ○ | ○ | http://www.273.cn |
| 中古 | 51汽車 | 2005年 | ○ | ○ | — | ○ | ○ | http://www.51auto.com |
| 中古 | 二度車網 | 2006年 | ○ | — | ○ | ○ | — | http://www.2duche.com/ |
| 全種類-中古 | 汽车之家-二手车之家 | 2010年 | ○ | ○ | — | ○ | ○ | http://www.che168.com/ |
| 中古 | 車易拍 | 2010年 | — | — | ○ | ○ | ○ | http://www.cheyipai.com/ |
| 中古 | 優車誠品 | 2013年 | — | ○ | — | — | — | http://www.youche.com/ |
| 中古 | 人人車 | 2014年 | — | ○ | — | ○ | ○ | https://www.renrenche.com/ |
| 全種類 | 太平洋汽车网 | 2002年 | ○ | — | — | — | — | http://www.pcauto.com.cn/ |
| 全種類 | 中国汽车網 | 2007年 | ○ | — | — | — | — | http://www.chinacar.com.cn/ |

業務内容の詳細

| | |
|--------|---|
| 情報提供 | 自動車市場のニュース、政策動向、中古車業者情報、車購入のQ&Aなど |
| 小売 | 個人或いは中古車販売業者が中古車情報を公開するC2C、B2C業務;オフラインの実店舗で買取、情報をネットで公開するC2C業務 |
| オークション | 個人或いは中古車販売業者が中古車情報を公開し、オークションを行う;オークション公司与提携し、オフラインのオークションをリアルタイムで実 |
| 価格査定 | 車種や年式などを入力すれば、オンラインの取引データに基づいて車両価値を査定;査定員が申し込み先の現地に出向いて査定 |
| 金融サービス | 自社が自動車ローンサービスを提供;銀行や他の金融業者と提携して自動車ローンを提供 |

出所：各サイトのホームページより当行中国調査室作成

中古車業者の参入基準は低く、2015年に中古車交易市场に入居している中古車業者数は40,179社にも達している。そのうち、従業員が2~4名程度の小規模な經紀公司が多くある。そのため、商務、工商、公安など管轄機関の協力なしでは、これらの業者の信用状況を把握することが容易ではない。

⁵ 税制上のハンディギャップだけでなく、「規範」は経営公司に対して、使用年数が3年以内もしくは走行距離60,000キロ以内の車両については、最低3ヶ月または5,000キロの品質保証の提供を義務付けている。

2016年から政策動向が活発化

2016年3月5日の政府工作報告で中古車市場の活性化が取り上げられたことから、中古車業界が7年ぶりに市場の注目を集めた⁶。その後、國務院が「中古車取引の利便化の促進に関する若干意見」を発表し、業界では「中古車取引の『国八条』」と呼ばれている(以下、「意見」という)。同年6月に、商務部、国家發展改革委員会など11の中央部局は「意見」にさらに詳しい解釈を加えた「中古車取引の利便化の促進・中古車市場の活発化の加速に関する通知」(以下、「通知」という)を発表した。「通知」の要点を以下のようにまとめた。

| 「中古車取引の利便化の促進・中古車市場の活発化の加速に関する通知」の抜粋 | 注目点 |
|---|-----------------------|
| ①「中古車流通管理弁法」に基づいて地域間取引を促進する。 | 地域間取引規制の撤廃 |
| ②公安、政務、工商、保険など手続きの一括化を促進し、中古車交易市场への出向機関の設立を奨励する。国家が淘汰を奨励する、または淘汰すべきとする車両は中古車としての取引が制限される。大気汚染防止重点地域と明確に指定された14地域(北京、天津、河北、上海、江蘇、浙江、広州、深セン、珠海、佛山、江門、肇慶、惠州、東ガン、中山)における地域間中古車取引が制限される。それ以外の都市は環境保護基準を満たしており、かつ、車検に合格している中古車の流入を許可すべきである。 | 中古車交易市场の機能強化、地域間取引の促進 |
| ③増値税専用領収書の発行を規範化する。 | 課税体制の規範化 |
| ④商務、公安部門の情報共有を促進し、中古車取引情報の管理を強化し、不法行為を防止する。 | — |
| ⑤中古車市場参入者の信用システムを構築し、中古車市場参入業者の信用情報を「国家企業信用情報公示システム」および「信用中国」のウェブサイトで公開する。地方の商務、發展改革委員会、環境保護、交通運輸、税務、工商、保険などの部局は中古車市場参入者に対して管轄範囲の情報収集をそれぞれ行う。 | 市場透明性の向上、消費者の権益の保護 |
| ⑥自動車金融会社、保険会社における中古車に関する金融サービスの多様化を促進する。 | 自動車金融会社、保険会社のビジネスチャンス |
| ⑦中古車取扱業者のブランド化とフランチャイズ化を奨励する。中古車の電子商業の発展を促進するとともに、その規範化を強化し、オンライン・オフラインの業務融合を促進し、オークションなどの取引方式を奨励する。新車ディーラーによる中古車販売業務の展開を促進し、中古車下取業務を積極的に推進する。 | 中古車電子商業者、新車ディーラーのチャンス |
| ⑧中古車市場の関連部局間の協力を強化する。 | — |

政策の実施に伴う難点

2016年3月に発表された「意見」では、2016年5月末までに、全国範囲(一部の都市を除く)に中古車地域間取引規制の撤廃を求めたが、期限通りに規制撤廃を実施した地方はごく少数であった⁷。6月、「通知」が発表されることを受け、6月末までに、貴州、四川、安徽、広西、陝西、内モンゴル、広東、新疆といった8省が規制を撤廃したが、17省はまだ規制撤廃を実行に移していない。前述したように、税収や環境汚染防止などを考慮した地方政府は、地域間取引制限という「美味しい道具」を簡単には手放さないであろう。

また、「意見」は大気汚染防止重点地域とされる京津冀、長江デルタ、珠江デルタの一部都市を規制解除の対象外としているが、これらの地域における中古車取引規模は全体の50%以上にも達しており、たとえ他の地域が「意見」どおりに規制を解除したとしても、中古車取引市場の発展への促進効果は限られてしまうと思われる。

2016年に入ってから、中央政府は中古車市場を促進するような姿勢を示してきたが、公布されたのは強制力のそれほど強くない「意見」や「通知」であり、法令・法規レベルの政策はまだ2005年の「中古車管理弁法」、2006年の「中古車交易規範」にとどまっている。10年も前の政策は現在の中古車市場に適切でなくなりつつあるという考慮から、2015年7月に、商務部が「弁法」の改正に向けて討論会を開催したが、改正案の正式発表の目処が立たないままになっている。

⁶ 2009年の「政府工作報告」では、「中古車市場と自動車リース市場の発展を加速する」と提起された。

⁷ 期限内で中古車地域間取引規制を撤廃したのは大連、撫順、葫蘆島、蘭舟、イリといった6都市だけであった。

「国八条」の内容から当局はボトルネックを克服することに力を入れていく姿勢が見て取れる。地方政府の利益や従来の商慣習が根強く残ることから、政策の実施には時間を要するかもしれないが、徐々に効果が表れてくると思われる。中古車市場の規範化に伴い、新車ディーラーや電子商などが大きなビジネスチャンスを迎えると予想される。さらに、地域間取引規制や中古車業界の「グレーゾーン業務」などによる中古車取引市場の流動性と透明性の欠如が、外資の中古車市場参入に対する大きな壁となっていた。「国八条」が実現されれば、日本企業を代表とする外資企業は、高い技術力、サービス力および中古車先進市場に蓄積してきたビジネス経験を活かし、健全な中国中古車市場の実現に向けた有力なプレーヤーになることができると思われる。

付表:

| 中古車市場関連の公文書 | | | | |
|-----------------------|----------------------------------|--|---|---|
| 分類 | 関連政策 | 施行 | 主管機関 | 中国語原文リンク/備考 |
| 中古車市場 関連政策 | 中古車流通管理弁法 | 2005年10月1日 | 商務部、公安部、工商総局、税務総局 | http://www.mofcom.gov.cn/aarticle/b/g/200510/20051000518582.html |
| | 中古車交易規範 | 2006年3月24日 | 商務部 | http://www.mofcom.gov.cn/aarticle/b/c/200604/20060401825251.html |
| | 中古車市場の更なる秩序化、中古車市場の健康発展の推進に関する通知 | 2009年10月22日 | 工商総局、商務部、財政部、公安部、工業・情報化部、税務総局、国家発展改革委員会 | http://www.sdpc.gov.cn/zcfb/zcfbqt/200911/t20091124_497113.html |
| | 中古車取引の利便性の促進に関する若干意見 | 2016年3月14日 | 国务院弁公庁 | http://www.gov.cn/zhengce/content/2016-03/25/content_5058006.htm |
| 中古車市場 関連標準 | 中古車査定評価技術規範 (GB/T30323-2013) | 2014年6月1日 | 国家質量監督檢驗檢疫総局、国家標準化管理委員会 | 刊行物、中華人民共和国国家標準(非強制標準) |
| | 中古車流通企業經營管理規範 (SB/T11144-2015) | 2016年9月1日(予定) | 中国自動車流通協会、商務部 | 刊行物、中華人民共和国業界標準(非強制標準) |
| 増値税政策 | 増値税のモデル転換改革の全面実施における若干問題に関する通知 | 2009年1月1日 | 財政部、国家税務総局 | http://www.chinatax.gov.cn/n810341/n810763/n812171/n812675/c1190447/content.html |
| | 一部貨物が増値税減税および手続簡素化増値税政策の適用に関する通知 | 2009年1月1日 | 財政部、国家税務総局 | http://hd.chinatax.gov.cn/guoshui/action/GetArticleView1.do?id=5196&flag=1 |
| 中古車政策に関連する主な政府機関・業界団体 | | | | |
| 政府機関・業界団体 | | 主要役割 | | |
| 商務部 | | 自動車流通業界の主管であり、中古車取引市場經營者の監督管理と認可および中古車取引業の監督管理、記録報告を担当する。省レベルの商務主管部門からの中古車取引データの収集と定期的な全国の中古車流通情報の社会への公開を行う。 | | |
| 国家発展改革委員会 | | 中国におけるマクロ政策を担当しており、自動車業界に対しては業界全体の中長期的な政策(自動車産業発展政策など)を企画、立案している。 | | |
| 公安部 | | 自動車の安全運行に関する監督管理と法執行を担当し、公安機関の交通管理局が中古車の移転登録手続を行う。 | | |
| 国家工商行政管理総局 | | 企業の經營に関する監督管理と法執行を担当し、交易市場運営公司、中古車販売企業などの法人格登録を行う。 | | |
| 中国自動車流通協会 | | 商務部の直轄団体である。中国における新車中古車を含めた自動車流通市場の把握と管理を行い、関連法規の規範を担当し、業界と政府部門との調整窓口となっている。 | | |

出所: 矢野経済研究所「中国中古車流通市場調査報告書」(2008年5月)、そのほかの公開情報を基に当行中国調査室作成

三菱東京 UFJ 銀行(中国) 中国投資銀行部
中国調査室 于瑛琪

君合の中国法コラム

新「税関査察条例」について

2016年6月19日、国務院総理の李克強は『中華人民共和国税関査察条例』の改定に関する国務院の決定(以下『決定』という)に署名した。新たな「中華人民共和国税関査察条例」(以下『税関査察条例』という)は2016年10月1日より施行される。

I. 「決定」の主な内容

1. 会計、税務等の面における第三者専門機関が査察に参加可能であることを明確化

新「税関査察条例」には、「税関が査察を行う際、会計、税務等の面における専門機関に対し、関連問題について専門性のある結論を導き出すよう委託することができる。被査察者が会計、税務等の面における専門機関に委託して導き出した専門性のある結論は、税関査察における参考資料とすることができる」という内容が追加されている。

2. 企業による自発的開示制度を導入

新「税関査察条例」には、「輸出入貨物に直接的に関連する企業、法人等が税関の監督管理規定に違反するその行為を自発的に税関に報告し、かつ税関の処分を受け入れる場合、行政処罰を軽減しなければならない」という内容が追加されている。

3. 企業のリスク状況に基づいて査察の重点を明確化

新「税関査察条例」は、「税関は、税関の監督管理上の要求に従い、輸出入貨物に直接的に関連する企業、法人等の輸出入信用状況、リスク状況及び輸出入貨物の具体的状況に基づき、税関査察の重点を確定しなければならない」と規定している。

4. 一部貨物の査察期限を延長

新「税関査察条例」は、保税貨物と減免税輸入貨物の税関査察期限につき、従来は「税関の監督管理期間内」だけだったのを「税関の監督管理期間内及びその後の3年以内」に延長すると規定している。

II. 君合コメント

1. 第三者専門機関が査察に参加することによる影響

新「税関査察条例」は、税関は会計、税務等の面における専門機関に査察への参加を委託することができる」と規定しており、今後は法律事務所、会計士事務所、税理士事務所及び監査事務所が何れも第三者として査察に参加する可能性がある。また、税関が今後の実務において第三者専門機関を如何に引き入れるか、並びに第三者専門機関が税関査察において実際にどの程度の役割を果たすかについては、今後さらに注目する価値がある。

税関が第三者専門機関を引き入れて税関の査察能力をさらに増強すれば、査察において問題が発見される可能性はさらに高まり、それに呼応するかたちで企業に対するコンプライアンス面の要求もさらに高まる。このほか、税関が専門機関の結論を参考にすることは、比較的大きな進歩である。企業が日常の経営過程において第三者専門機関を引き入れてコンプライアンス面の内部統制制度を確立すれば、査察が将来的に実施された場合、対応するにあたって大きな一助となることだろう。

2. 企業による自発的開示制度

税関が初期に自由貿易試験区において試行した企業による自主的開示制度及び深圳、拱北、寧波、広州

等の10の税関において展開した自主的開示テストの深化に続くかたちで、新「税関査察条例」は初めて全国規模で企業による自発的開示制度をリリースしたほか、企業が自発的に開示し、かつ税関の処分を受け入れる場合、行政処罰を軽減しなければならないと規定している。

企業が自発的に開示した後に行政処罰がどの程度軽減されるかについては、現時点においてはより詳細な規定が存在しないが、初期のテスト中に上海税関が発表した「中国(上海)自由貿易試験区における区内企業の自律管理実施に関する上海税関の公告」(2014年第32号公告)の関連条文¹をある程度参考にすることができる。

新たに公布される自発的開示制度につき、弊職らは、企業が有利なタイミングで、内部審査制度を適時確立してコンプライアンス面の問題を発見し、かつリスクを評価した後、適切な時期に税関とコミュニケーションを取るのが望ましいと考えている。この過程において、弊職らはさらに、企業が法律に抵触する問題の認定及び法的リスクの判断といった専門性のある事項を税関法専門弁護士に任せて処理することにより、税関面の法的リスクによる影響を最小限に抑えるのが望ましいと考えている。

3. 企業の輸出入信用状況及びリスク状況と査察がリンク

「中華人民共和国税関企業信用管理暫定弁法」(税関総署令第225号)は、既に企業の信用状況毎に適用される管理原則及び措置をある程度詳細化しており、例としては輸出入貨物の検査率の高低、輸出入貨物の証明書審査を簡略化するか厳格化するかが挙げられる。新「税関査察条例」は、税関が今後企業又は法人等に対する査察の重点を企業自身の輸出入信用状況及びリスク状況とリンクさせると明確に規定しており、これは税関が近年推進している「リスク管理」の一環でもある。

通関に便宜を図り、税関の査察を頻繁に受ける可能性を低めるため、弊職らは、企業が健全な税関管理体系を確立し、自身の状況に基づいてAEO(中国税関が認証する経営者)認証を申請し、信用等級を高めるのが望ましいと考えている。

Ⅲ. 総括

新「税関査察条例」の一部条文は表記が不明確であり、第三者専門機関が税関査察に如何に介入するか等の一部の問題については税関がさらに明確化するのを待つことになる。また、これまでの慣例によれば、弊職らは新「税関査察条例」が公布された後、相応の具体的な実施弁法も相応に公布されると理解しており、弊職らはこれについても引き続き注目していく。

執筆者 周智勇 君合弁護士事務所パートナー

周弁護士は2009年より君合弁護士事務所において執務し、現在同事務所の国際貿易、税関法チームの責任者を務めている。アンチダンピング、税関法、税関査察などの分野で豊富な実績を有し、中国国内外の多くクライアントの信頼を得ている。

連絡先: 君合弁護士事務所 電話: 010-8519-1300

執筆者 湯偉洋 君合弁護士事務所パートナー

湯弁護士は2015年より君合弁護士事務所において執務し、現在同事務所上海分所の国際貿易、税関法チームの責任者を務めている。君合弁護士事務所へ入所前から、税関法関連業務、独禁法、アンチダンピングなどの分野で活躍しており、特に税関査察の面で豊富な経験を有する。

連絡先: 君合弁護士事務所 電話: 021-5298-5488

(本レポートの内容は個人の見解に基づいており、BTMUCの見解を示すものではありません)

¹同公告第五条は、「区内企業が自律的に問題を発見し、かつ報告した場合、以下の規定に従って処理する。(一)行政処罰に関係する場合は、法に従って行政処罰を軽減することができる。(二)企業管理のタイプ調整に関係する場合は、事情を斟酌して処理する。(三)税金の滞納金徴収に関係する場合で、区内企業が既に規定の期限までに相応の税金を補足的に納めたが、税金の滞納金を補足的に納めるのが確かに困難であった場合は、法に従って納税義務者が提出した減免申請を審査認可することができる。(四)再調査の結果問題が事実であることが判明したが、区内企業が整理・改善措置を適時完璧に講じ、かつ審査内容が全面的で、内部品質コントロール体系が完備されている場合は、企業を翌年度の税関通常査察の対象としなくてもよい」と規定している。

BTMU の中国調査レポート(2016年7~8月)

- 海外経済フラッシュ～中国
2016年4-6月期GDPは前年比+6.7%と前期から横這い
https://Reports.btmuc.com/File/pdf_file/info005/info005_20160720_001.pdf
経済調査室
- BTMU 中国月報 第126号(2016年7月)
<https://count.bk.mufig.jp/c/Ccl0iqni94v4lmHb3cb358flid0iqnibq4iz9>
国際業務部
- 経済マンスリー(2016年7月)
<http://www.bk.mufig.jp/report/ecomon2016/index.htm>
経済調査室
- 経済レビュー
中国経済減速下で変わる対中直接投資と投資環境
https://Reports.btmuc.com/File/pdf_file/info005/info005_20160712_001.pdf
経済調査室
- ニュースフォーカス第8号
東莞市における加工貿易の革新発展の促進に関する実施方案について
https://Reports.btmuc.com/File/pdf_file/info005/info005_20160725_001.pdf
業務開発室
- BTMU CHINA WEEKLY 2016/8/10
<https://count.bk.mufig.jp/c/Ccl0irop6j8uinHbbab95d1lid0irop93s9r3>
国際業務部

以上

当資料は情報提供のみを目的として作成されたものであり、何らかの行動を勧誘するものではありません。ご利用に関しては全てお客様御自身でご判断くださいますよう、宜しくご申し上げます。当資料は信頼できるとされる情報に基づいて作成されていますが、当店はその正確性を保証するものではありません。内容は予告なしに変更することがありますので、予めご了承下さい。また当資料は著作物であり、著作権法により保護されています。全文または一部を転載する場合は出所を明記してください。

三菱東京 UFJ 銀行(中国)有限公司 中国投資銀行部 中国調査室
北京朝陽区東三環北路5号北京發展大厦4階 照会先:石洪 TEL 010-6590-8888ext. 214